

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いました。

記

被処分者	1 氏 名 2 所 属 3 年齢・性別 4 職位・職種	保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課担当係長 (事案発生時：地方独立行政法人京都市立病院機構 派遣) 48歳・男性 係長・事務
処分日	令和6年2月14日	
処分内容	免職	
事案概要	<p>被処分者は、令和5年7月14日、被害児童が18歳に満たないことを知りながら、同児童に対してわいせつな行為等をした。</p> <p>また、同年8月2日、同児童に自身の裸を撮影させ、当該画像を被処分者のスマートフォンに送信させ、これを保存した。</p> <p>被処分者は、本市職員による事情聴取において、上記が事実であることを認めた。</p>	
備考	<p>被処分者は、令和6年1月26日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反及び大阪府青少年健全育成条例違反として、奈良地方検察庁から略式起訴されたのち、公訴事実を認め、奈良簡易裁判所からの略式命令に基づき、罰金50万円を納付した。</p>	